

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の発注見直しについて

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の締結が見込まれるので、その見直しについて、下記のとおり公表します。

令和4年4月13日

経営管理部長

記

物件の名称及び数量 (1) 名称 (2) 物品調達又は業務内容 (3) 物品調達時期又は履行期間 (4) 履行場所 (納品場所)	(1) 山口県産業技術センターグラウンド周辺部伐採整備業務 (2) 山口県産業技術センターの敷地南側に位置するグラウンド周辺部の雑木・竹・雑草類の伐採及び除去並びに残存する植木 (主としてサツキ) の強剪定作業 (3) 令和4年5月頃～令和5年6月頃 (4) 宇部市あすとびあ四丁目 地内
契約締結の時期	令和4年5月頃
今後の手続き	契約を締結するための見積書の提出に当たっては、契約申込み に要する資格及び方法について、別途、山口県が実施するものと 同様に公表する。
問い合わせ先	住 所：宇部市あすとびあ四丁目1番1号 所 属：地方独立行政法人山口県産業技術センター 総務・人事グループ 連絡先：0836-53-5050